

## 令和7・8年度 川島町小規模契約希望者登録手引き

### 【趣 旨】

この登録制度は、川島町が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品の購入等のうち、川島町指名競争入札参加資格審査申請（指名参加願い）の無いかたでも契約することができる「少額で内容が軽易な契約」を希望するかたを登録し、積極的に指名業者選定の際の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

### 【登録のできる方】

個人にあつては住民票上の住所を、法人にあつては主たる事業所を川島町内に置き、指名参加願いを提出していないかた（適法の範囲で、希望業種・建設業許可の有無・経営組織・従業員数等は問いません。）

### 【登録できない方】

- ① 川島町内に住所又は主たる事業所を置いていないかた（他の市町村に本店がある場合など）
- ② 川島町指名競争入札参加資格申請書（指名参加願い）を提出しているかた
- ③ 契約を締結する能力を有しないかた及び破産者で復権を得ないかた
- ④ 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有していないかた

### 【登録方法】

川島町小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に必要書類（完納証明書及び当該業務を行うにあたり必要となる許可証・登録証等）を添えて、下記いずれかの方法で提出してください。

持参の場合 川島町役場政策推進課（庁舎2階東側 22番窓口）に持参

郵送の場合 〒350-0192 川島町大字下八ツ林 870-1

川島町役場政策推進課 管財・契約グループ あて郵送してください

※郵送提出の場合は、封筒表面に『川島町小規模契約希望者登録申請書 在中』と朱書きしていただき、受付書返送用の返信用封筒（郵送に必要な額の切手を貼り、送付先を明記したもの）を併せてご提出ください。

なお、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに川島町小規模契約希望者変更届（様式第2号）のご提出をお願いします。

#### 【申請者の取扱い】

この登録申請をしたかたについて審査を行い、「川島町小規模契約希望者登録名簿」（以下、「名簿」という。）に登録し、庁内に提供します。これにより、川島町が発注する小規模な契約における業者選定に際して、積極的に見積り参加機会を提供するものです。

なお、町が必要と認めた場合は、警察など官公庁に対して名簿を提供いたします。

#### 【注意事項】

- 1 この名簿に登録されたことにより、指名や契約を約束するものではありません。また、登録をしないことにより、今後小規模な契約ができなくなるものでもありません。
- 2 申請受付は、令和7年3月10日から随時受付をします。（受付時間 午前9時から午後5時まで 土・日・祝祭日は除く）なお、有効期限は令和9年3月31日までとなります。
- 3 見積りに指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積り競争となります。その結果、最も低価の見積書を提出したかたと契約することになります。なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は、必ず連絡（電話）をお願いします。
- 4 契約を締結することとなった場合は、発注担当課の指示に従って必ず書面（契約書又は請書）により契約します。この場合の契約保証金は、原則として免除となります。
- 5 契約の履行は、川島町契約規則、川島町建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は、自ら履行することを原則とし、一括下請け（丸投げ）及び町が認めた場合以外の下請けはできませんので、希望業種の記載範囲は

自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

- 6 請負代金の支払いは、履行終了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払いします。支払期間は、正当な請求を受けた日から30日（工事は40日）以内です。前払金、中間払金はありません。
- 7 契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行った場合は、登録を取り消します。

#### 【申請書の書き方】

##### 1 住所又は所在地

事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。

##### 2 商号又は名称

法人の場合、商業登記簿謄本に記載された商号を記載し、個人事業主の場合は、通常使用している名称がある場合、それを記入し、ない場合は、記入しないでください。

##### 3 代表者職・氏名

役職は、法人の場合は商業登記簿謄本に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。

この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用するものです。法人の場合は代表取締役印(登録印)を、個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。

##### 4 希望業種

5業種以内であれば登録内容の制限はありませんので、具体的に分かりやすく記入してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可、・免許・登録等を要する場合は、その種類・名称等を

希望業種の右欄に記入し、証明書等の写しを添付してください。

(希望業種の記載例)

ブロック積工事 ・ 大工工事 ・ 左官工事 ・ 足場工事 ・ 塗装工事 ・ 造園工事  
外壁吹付 ・ 土留め工事 ・ とび工事 ・ ネットフェンス設置工事 ・ 水道設備工事 ・ 防水工事  
構内電気設備工事 ・ 畳製造修繕 ・ ふすま工事 ・ 壁紙貼付け ・ ガラス修繕工事  
門扉取付け ・ 内装間仕切工事 ・ 家具工事 ・ 建具取付け ・ サッシ取付け ・ 看板設置  
家電製品販売 ・ スポーツ用品販売 ・ 金物雑貨販売 ・ 文房具販売 ・ 生花販売等…

ここに記載した業種は、一例です。業種の書き方は問いませんが、記入した希望業種が名簿に登録されますので、希望する業種を具体的に分かりやすく、1 枠に 1 業種のみ記入してください。

※ご不明な点等がありましたら、下記までご連絡ください。

問合せ・提出先

〒 350-0192

川島町大字下八ツ林 870-1

川島町政策推進課 管財・契約グループ

電話 049-299-1752 (直通)